

桑名駅西地区

区画整理ニュース 第84号

【発行】
桑名駅周辺
整備事務所

今年度の工事を進めています

■今年度の工事を進めています

発注が若干遅れていましたが、入札により工事施工業者が確定し、先行建設街区及び駅周辺地区において工事を行っています。

- 9-2号道路擁壁設置他工事（先行建設街区）

工事施工業者：新成テック㈱

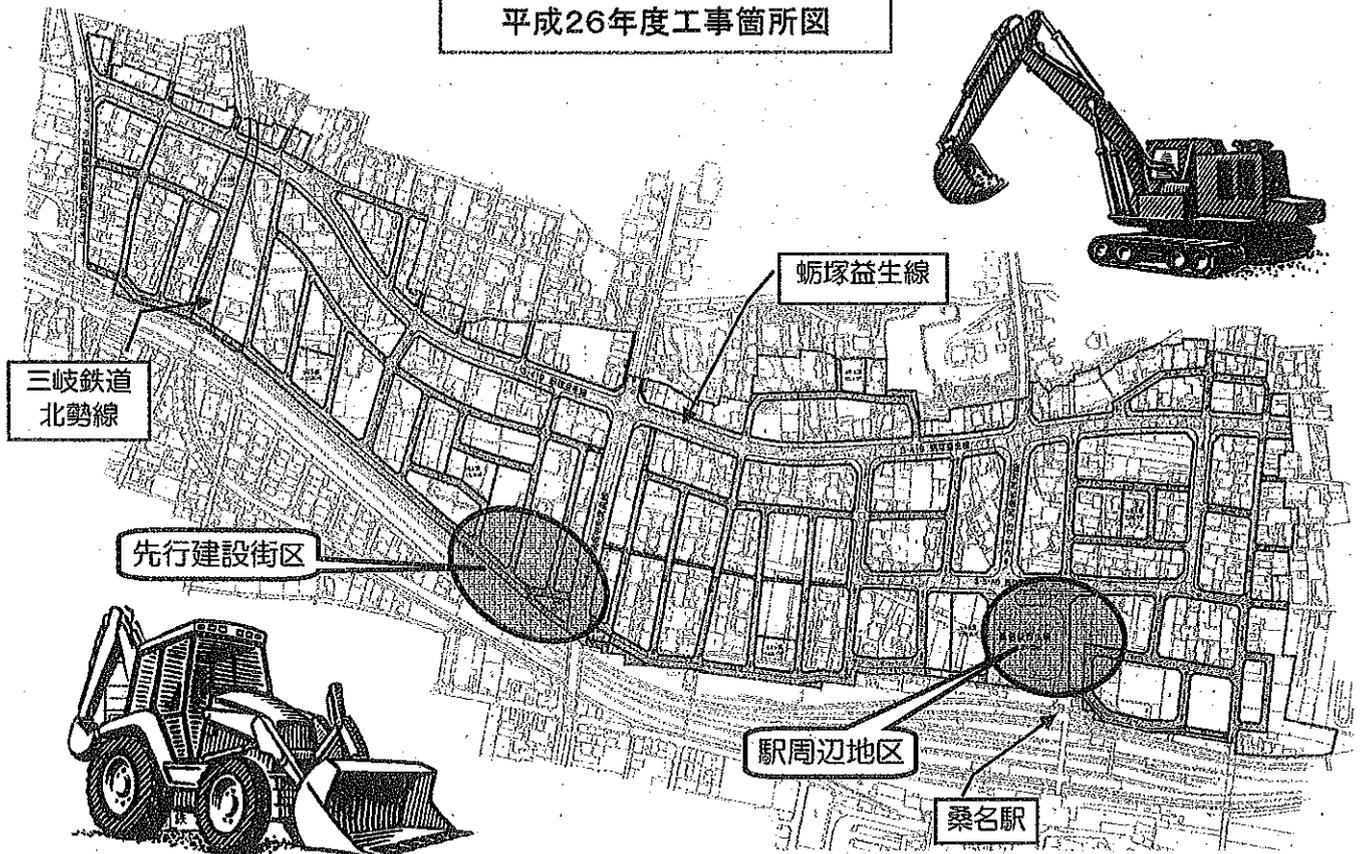
- 駅前暫定広場改良工事（駅周辺地区）

工事施工業者：新成テック㈱

また、工事の際には交通規制等で、何かとご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。



平成26年度工事箇所図



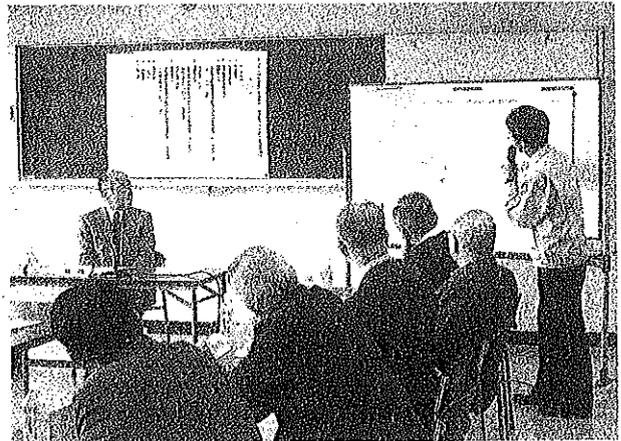
■第22回土地区画整理審議会を開催

平成27年1月26日、桑名市役所5階会議室にて、第22回土地区画整理審議会を開催しました。

審議会には、

- ① 評価員の選任同意について
- ② 仮換地の一部指定変更について
- ③ 仮換地指定の軽微な変更について

を諮問し、原案に異議のない旨答申をいただきました。



【審議会の様子】



← 駅周辺地区

先行建設街区→



— 桑名駅周辺整備事務所から —	
------------------	--

■自治会の皆様へ

区画整理ニュース第82号でもお知らせしましたが、昨年7月から駅東地区を担当する「桑名まちづくり整備室」が課内室として、桑名駅周辺整備事務所に統合されました。

このことにより、事務室を会議室に配置転換しましたので、今まで自治会の総会等に利用いただいていた会議室の使用ができなくなりました。

自治会の皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解の程よろしく申し上げます。

■住所変更には該当敷地地番証明が必要です

駅西事業区域内で建物新築に伴い住所変更をされます方は、桑名市役所市民課もしくはサンファールにあるサテライトオフィス窓口に、該当敷地地番証明（コピー可）を提示し申し出て下さい。該当敷地地番証明は桑名駅周辺整備事務所が発行しています。（認印が必要です）

（例）住所変更後：桑名市大字〇〇 〇〇〇番地（〇〇街区〇〇）という表示になります。

■権利変動届が必要です

仮換地指定後に土地の権利について変動（相続・贈与・譲渡など）がある場合は、「権利変動届書」の提出が必要です。該当する方は事務所までお問い合わせください。

（届出用紙は事務所にあります。）

また、今後、相続登記手続きを考えてみえる方は、事業区域内の土地・建物についてのみ登録免許税の減免措置が受けられますので、事前に事務所までご相談ください。

■事業用地の無断使用はできません

市が事業用地として取得した土地は無断使用ができません。一時使用の希望がある場合は、「行政財産使用許可申請書」の提出が必要です。事務所まで申し出ください。（申請書は事務所にあります。）

なお、申請書の提出にあたっては、必要事項を記入し押印の上、使用希望日の3日前には事務所に提出してください。